

広島県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市志和町志和堀字長尾山七三五番一地 先から 東広島市志和町志和堀字長尾山七四三番一地 先まで			二〇・四〇 三八・〇〇	五四・三〇	幅員減少 不用物件延長 五九・〇〇 メートル
			一四・四〇 三五・四〇	五四・三〇	